

こっとん

にっちゅう しえんがたきょうどうせいかつえんじょじぎょう
一日中サービス支援型共同生活援助事業

じゅうようじこうせつめいしょ
重要事項説明書

～いたわりとやさしさ～

しゃかいふくしほうじん わかたけかい
社会福祉法人 若竹会

こっとん

みやこしきくわがさきだい ちわり ばんち
宮古市崎鍬ヶ崎第4地割1番地6

「日中サービス支援型共同生活援助事業所」

重要事項説明書

日中サービス支援型共同生活援助事業のサービス提供開始にあたり、厚生労働

省令に基づいて当事業所があなたに説明すべき内容は次の通りです。

1. サービスを提供する事業者

名 称	社会福祉法人 若竹会
所在地	岩手県宮古市和見町8番33号
電話番号	0193-65-9200
代表者氏名	理事長 及川 穰
設立年月	昭和50年3月24日

2. サービス提供事業所

事業所の種類	日中サービス支援型共同生活援助事業所 令和4年4月1日指定
事業所の名称 (事業所番号)	日中サービス支援型共同生活援助事業所 こっどん (岩手県第 0320200231 号)
事業所の所在地	岩手県宮古市崎鍬ヶ崎第4地割1番地6
連絡先	TEL 0193-65-8588 Fax 0193-65-8577
代表者氏名	所長 小泉 則之

サービス管理責任者 かんりせきにんしゃ	くまがい まさこ 熊谷 昌子
主たるサービスの実施地域 しゅ じつちいき	みやこし やまだまち いわいずみちよう たのはたむら た ちいき 宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村、その他の地域
主たる対象者 しゅ たいしやうしゃ	ちてきしやう しゃ せいしんしやう しゃ しんたいしやう しゃ 知的障がい者、精神障がい者、身体障がい者、 なんびやうかんじゃとう 難病患者等
定員 てい いん	めい 10名
開設年月日 かいせつねんがつび	れいわ ねん がつ たち 令和4年4月1日
事業所が行っている じぎやうしよ おこな	たんきにゆうしよじぎやう 短期入所事業 れいわ ねん がつ たちとうろく 令和4年4月1日登録
他の業務 ほか ぎやうむ	いわてけんだいい (岩手県第0310200332号)

3. サービスの目的・運営方針 もくてき うんえいほうしん

目的 もく てき	りやうしや ちいき きやうどう じりつ にちじやうせいかつまた しゃかいせいかつ いとな 利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営 むことができるよう、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれて いる環境に応じて共同生活住居において、入浴、排泄又は食事の かいご そうだん た にちじやうせいかつじやう えんじよ てきせつ こうかてき おこな 介護、相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行います。
運営方針 うんえいほうしん	かんけいほうれい じゅんしゆ た しゃかいしげん れんけい はか つね りやうしや 関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図りながら、常に利用者の い し じんかく そんちやう てきせい こま にっちゆう しえんがた 意思と人格を尊重し、適正かつきめの細やかな日中サービス支援型 きやうどうせいかつえんじよ ていきやう おこな 共同生活援助サービスの提供を行います。

4. サービスに係る施設・設備等の概要 かか しせつ せつびとう がいよう

(1) 施設 し せつ

本 ほん	体 たい	てっせん つくり かいだ の めんせき 鉄筋コンクリート造 2階建て 延べ面積 478.74 m ²
---------	---------	--

(2) 設備

設備の種類	室数	備	考
事務室	1	冷暖房完備	
スタッフ仮眠室	1	冷暖房完備	
職員更衣室	2	ロッカー (男女各1)	
トイレ 男性用	1	水洗	
トイレ 女性用	1	水洗	
職員トイレ男性用	1	水洗	
職員トイレ女性用	1	水洗	
脱衣室	1	家庭用洗濯機完備	
浴室	1		
倉庫・リネン庫	1		
キッチン	1		
配膳室	1		
居間・食堂	1	冷暖房完備	
居室	10	個室 冷暖房完備、収納	

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、以上の施設・設備を設置しています。

5. サービス提供職員の配置状況

職種	員数	常勤		非常勤		嘱託	備考
		専従	兼務	専従	兼務		
所長	1		1				
サービス管理責任者	1	1					
事務員	1	1					
生活支援員	5	5					
世話人	3			3			

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定障害福祉サービスを

ていきょう しょくいん じょうき しょくしゅ しょくいん はいち
 提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

(ア) 各職種の勤務体系

しよく しゅ 職 種	きん む たい けい 勤 務 体 系
しょちょう 所長	つうじょう きんむじかんたい 通常の勤務時間帯 10:00～17:00
サービス管理責任者 かんりせきにしや	につ きん 8:00～17:00 おそ ぼん 12:00～21:00 や きん 16:00～ 9:00
じむいん 事務員	つうじょう きんむじかんたい 通常の勤務時間帯 8:00～17:00
せいかつしえんいん 生活支援員	につ きん 8:00～17:00 おそ ぼん 12:00～21:00 や きん 16:00～ 9:00
せわにん 世話人	はや ぼん 6:30～14:30 につ きん 9:00～17:00 おそ ぼん 11:00～19:00

(イ) 営業日とサービス提供時間

えい ぎょう び 営 業 日	ねんじゅうむきゅう 年中無休
サービス提供時間 ていきょうじかん	じかんたいおう 24時間対応

6. サービス提供の内容

(1) 介護給付費・訓練等給付費対象サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
そうだんおよ えんじよ 相談及び援助	りようしゃおよ かぞく きぼう せいかつ りようしゃ しんしん じょうきょうなど 利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を はあく てきせつ そうだん じよげん えんじよなど おこな 把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
しょく じ 食事	えいようし えいよう かくじん しこう かんが 栄養士が栄養と各人の嗜好を考えて、バラエティーに富んだ献立を くふう ていきよう しょくざいりようひおよ しょくじ かかわ すいどうこうねつひ 工夫し、提供します。(食材料費及び食事に係る水道光熱費は たいしょうがい 対象外サービスです。)
はい せつ 排泄	はいせつ かん えんじよ おこな 排泄に関する援助を行います。
にゆう よく 入浴	にゆうよく かん えんじよ おこな 入浴に関する援助を行います。
きが せいようなど 着替え、整容等	み せいけつ とく ちゅうい ほん 身だしなみ、清潔さには特に注意を払います。 りようしゃ この つ そ こうにゆう 利用者の好みにより、付き添って購入します。 きせつ ころもが せいり せいとん おこな 季節による衣替え、整理、整頓を行います。
かつどうしえん 活動支援	ちいきぎょうじ さんかそくしん つと 地域行事への参加促進に努めます。 ちいきじょうてん か ものなど しえん 地域商店への買い物等を支援します。
やちん きょうえきひ 家賃・共益費 どうしはらしえんしえん 等支払いの支援	まいつき やちん きょうえきひとうおよびかくしゅじぎょうしょ りょうきんなど 毎月の家賃や共益費等及び各種事業所へのサービス料金等の しはら じ しえん おこ 支払い時の支援を行ないます。 きんゆうきかん てつづ だいこう じぎょうしょ せわにん せいかつしえんいんとう 金融機関への手続きの代行を事業所の世話人や生活支援員等の じゅうじしゃ おこな 従事者が行います。

<p>けんこうかんり 健康管理</p>	<p>じょうじ せわにんなど ようすかんさつ しっぺいよぼうとう けんこうかんり つと 常時は、世話人等により様子観察、疾病予防等の、健康管理に努め ます。</p> <p>きんきゅうじひつよう しゅじい きょうりよくいりょうきかんなど せきにん また、緊急時必要により、主治医あるいは協力医療機関等に責任 をもって引き継ぎます。</p> <p>りようしゃ がいぶ いりょうきかん つういん ばあい つ そ など 利用者が外部の医療機関に通院する場合には、その付き添い等につい て配慮します。(付き添い料がかかる場合があります。)</p>
<p>にゅういんなど かん 入院等に関する しえん る支援</p>	<p>しょういん かぞくなど か にゅういん き かんちゅう しえん おこな ただ 職員が家族等に代わって入院期間中の支援を行います。但し、 にゅういん じしえんかさん さんてい 入院時支援加算が算定されます。</p>

(2) かいごきゅうふひ くんれんとうきゅうふ ひたいしょうがい ないよう
介護給付費・訓練等給付費対象外サービス内容

	<p>ないよう サービスの内容</p>	<p>きんがく 金額</p>
<p>や ちん 家 賃</p>	<p>げんそくてき こしつ ようい 原則的に個室を用意します</p>	<p>げつがく 月額 40,000円 ※市町村から月 10,000円の補助あり</p>
<p>しょく ひ 食 費</p>	<p>ちょうしょく ちゅうしょく ゆうしょく しょくじ ていきょう 朝食、昼食、夕食の食事を提供します。 ひつよう おう ちゅうしょくべんとう とくべつしょくなど (必要に応じて昼食弁当・特別食等の ていきょう 提供をします)</p>	<p>にちがく 日額 1,110円 (一食370円)</p>
<p>こうねつすいひ 光熱水費</p>	<p>きょうようぶん きよしつぶん ふく 共用分、居室分を含みます。 まいつき しょうにっすう せいさん 毎月、使用日数で精算します。</p>	<p>5,000円 ～ 8,000円</p>
<p>にち よう ひん 日 用 品</p>	<p>きょうどう つか 共同で使うものについて</p>	<p>じっぴ 実費</p>

<p>にちじょう せいかつじょう 日常生活上</p> <p>ひつよう しょ 必要となる諸</p> <p>けいひ 経費</p>	<p>にちじょうせいかつひん こうにゆう だいきん などりようしゃ にちじょう 日常生活品の購入代金等利用者の日常</p> <p>せいかつ よう ひよう りようしゃ ふたん 生活に要する費用で利用者に負担していただく</p> <p>できとう ひよう ことが適当であるものにかかる費用をいただきます。</p> <p>にちようひん ほけんえいせいひん きょうよう ごらくひ ○日用品 ○保健衛生品 ○教養娯楽費</p>	<p>じっぴ 実費</p>
<p>けんこうしんだん 健康診断</p> <p>よぼうせつしゅとう 予防接種等</p>	<p>いっばんけんしん せいじんびょうけんしん 一般検診 成人病検診</p> <p>いんふるえんざよぼうせつしゅとう インフルエンザ予防接種等</p>	<p>じっぴ 実費</p>
<p>その他</p>	<p>きんせんかんり きちようひんかんりなど 金銭管理や貴重品管理等</p>	<p>げつがく 月額</p> <p>1,000円^{えん}</p>

<サービスの概要>

すべてのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。当事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。尚「個別支援計画」の写しは利用者
に交付いたします。

7. 利用料金

(1) 介護給付費・訓練等給付費対象サービス内容の料金

介護給付費・訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金

(厚生労働大臣の定める額)のうち9割が介護給付費・訓練等給付費の給付対象と

なります。事業所が介護給付費・訓練等給付費等の給付を市町村から直接受け取る

(代理受領する)場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事

業所にお支払いいただきます。(定率負担または利用者負担額といいます)

たんい えん
(単位：円)

しょうがいしえんくぶん 障害支援区分	くぶん 区分3	くぶん 区分4	くぶん 区分5	くぶん 区分6
きょうどうせいかつえんじよ 共同生活援助サービス	5 2 4	7 7 1	8 6 0	9 9 7
〃 (にちちゅう いがいのす かた) (日中GH以外で過ごす方)	4 0 7	5 3 9	6 2 7	7 6 5
じんいんはいちたいせいかさ 人員配置体制加算	1 2 1	1 3 8		
〃 (にちちゅう いがいのす かた) (日中GH以外で過ごす方)	1 1 2	1 3 1		
ふくしせんもんしよくいんはいちかさ 福祉専門職員配置加算	4			
きたくじしえんかさ 帰宅時支援加算 (3日～7日未満)	1 8 7			
きたくじしえんかさ 帰宅時支援加算 (7日以上)	3 7 4			
にゅういんじしえんかさ 入院時支援加算 (3日～7日未満)	5 6 1			
にゅういんじしえんかさ 入院時支援加算 (7日以上)	1 1 2 2			
ちようきにゅういんじかさ 長期入院時加算	1 5 0			
しよぐうかいぜんかさ 処遇改善加算	その月の算定による			

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではあ

りません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

(2) 介護給付費・訓練等給付費対象外サービス内容の料金

上記「6. サービス提供の内容(2) 介護給付費・訓練等給付費対象外サービ

ス内容」の項目をご参照ください。

(3) サービス利用の中止・変更・追加

利用者がサービス利用の中止、変更、追加をする場合には、利用予定日3日前まで

の営業時間内に当事業所までお申し出ください。

申し出のない場合には、キャンセル料を頂く場合があります。

(4) 障がい福祉サービス受給者証の確認

「住所」及び「利用者負担額」、「支給量」など「受給者証」の記載内容に変更があった場合は速やかに職員にお知らせください。また、職員が「受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご掲示くださいますようお願いいたします。

(5) 利用料金のお支払方法

前記(1)(2)(3)の料金は1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、24日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

① 当事業所窓口での現金支払い

② 下記指定口座への振込み

北日本銀行宮古支店 普通預金 7099586

口座名義 社会福祉法人 若竹会

8. 利用者の記録及び情報の管理等

(1) 事業所は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

※ 閲覧、複写ができる窓口業務時間は、午前9:00～午後5:00です。

(2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法に沿った対応を行います。

但し、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整

や、市町村及び関係機関に情報提供を要請された場合は、利用者の同意

(「個人情報使用同意書」による)に基づき情報提供を致します。

9. 緊急時の対応

りようしゃ びょうじょうきゅうへんとう きんきゅうじ すみ いりようきかん れんらくとう おこな
 利用者の病 状 急 変等の緊 急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。

<p>りようしゃ いりようきかん 利用者のかかりつけ医療機関</p>	<p>いりようきかんめい 医療機関名：</p> <p>しん りょう か 診 療 科：</p> <p>しゅ じ い 主 治 医：</p> <p>しよ ざい ち 所 在 地：</p> <p>でんわばんごう 電話番号：</p>
<p>きん きゅう れん らく さき 緊 急 連 絡 先①</p>	<p>じゅう しよ 住 所：</p> <p>でんわばんごう 電話番号：</p> <p>し めい 氏 名：</p> <p>つづき がら 続 柄：</p>
<p>きん きゅう れん らく さき 緊 急 連 絡 先②</p>	<p>じゅう しよ 住 所：</p> <p>でんわばんごう 電話番号：</p> <p>し めい 氏 名：</p> <p>つづき がら 続 柄：</p>

10. じ こはっせいじ たいおうほうほう
 事故発生時の対応方法について

利用者に対する共同生活援助の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する共同生活援助の提供により、事業所の責と帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合には、速やかに賠償します。

当事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険
保険名	介護保険・社会福祉事業者総合保険
保障の概要	対人事故補償・対物事故補償等

11. 協力医療機関

医療機関の名称	みやこやまぐちびょういん 宮古山口病院		
医院長名	おいかわ あきら 及川 暁		
所在地	みやこしやまぐちごちようめ 宮古市山口五丁目3-20		
電話番号	0193-62-3945		
診療科	せいしんか ないか しか 精神科・内科・歯科	にゅう いん せつ び 入院設備	あり 有

12. 苦情等の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどのサービス利用に

関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は下記の相談窓口で受け付けます。

(2) 第三者委員

当事業所では、地域にお住いの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場か

ら当事業のサービスに対するご意見などをいただいています。利用者は、当事業所へ

の苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

ご利用窓口及び行政機関その他苦情受付機関等

<p>当事業所ご利用相談窓口</p>	<p>・苦情解決責任者 所長 小泉 則之</p> <p>・窓口担当者 サービス管理責任者 熊谷 昌子</p> <p>・ご利用時間 9:00～ 17:00</p> <p>・電話番号 0193-65-8588</p> <p>FAX 0193-65-8577</p> <p>担当者が不在の場合は、事務員までお申し出ください。</p>
<p>第三者委員</p>	<p>岩手県立宮古恵風支援学校 校長 藤原 淳一</p> <p>・住所：宮古市崎山5-88</p> <p>・電話番号：0193-63-0410</p> <p>NPO法人宮古圏域障がい者福祉推進ネット</p> <p>事務局 長 戸由 忍</p> <p>・住所：宮古市緑ヶ丘2-3</p> <p>はあとふるセンターみやこ内</p> <p>・電話番号：0193-64-7878</p> <p>伊藤 隆司</p> <p>・住所：宮古市</p> <p>・電話番号：</p>

みやこしほけんふくしふふくしか 宮古市保健福祉部福祉課	しょざいち みやこしみやまちいちちようめ ・所在地：宮古市宮町一丁目1-30 でんわばんごう ・電話番号：0193-62-2111
いわてけんふくし 岩手県福祉サービス うんえいてきせいはいいんかい 運営適正化委員会	しょざいち いわてけんもりおかしさんぼんやなぎ ・所在地：岩手県盛岡市三本柳8-1-3 でんわばんごう ・電話番号：019-637-8871

13. 虐待防止について

とうじぎょうしょ りようしゃとう じんけん ようご ぎゃくたい ぼうしとう しょうがいしゃぎゃくたい ぼうし
 当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、障害者虐待の防止、
 しょうがいしゃ ようごしゃ たい しえんとう かん ほうりつおよ しょうがいしゃ じ しせつ ぎゃくたい
 障害者の養護者に対する支援等に関する法律及び「障害者(児)施設における虐待
 ぼうし
 の防止について」に準じた取り扱いをするとともに、かき たいさく こう
 下記の対策を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

② 成年後見制度の利用を支援します。

③ 苦情解決体制を整備しています。

④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

ぎゃくたい ぼうし かん 虐待防止に関する そうだんまどぐち 相談窓口	まどぐちたんとうしゃ かんりせきになんしゃ くまがい まさこ ・窓口担当者：サービス管理責任者 熊谷 昌子 ぎゃくたいぼうし かん せきになんしゃ くまがい まさこ ・虐待防止に関する責任者：熊谷 昌子 りようじかん げつ きんようび ・ご利用時間：9：00～17：00 (月～金曜日) でんわばんごう ・電話番号：0193-65-8588 ふあつくす ・FAX：0193-65-8577
--	---

14. 第三者による評価の実施状況

だいさんしゃ ひょうか 第三者による評価	1. あり	じっしび 実施日	
		ひょうかきかんめいしょう 評価機関名称	
	けっか かいじ 結果の開示	1. あり 2. なし	
②. なし			

15. 非常災害時の対策

ひじょうじ たいおう 非常時の対応	べつと さだ しょうぼうけいかくしょ ほうじん ひじょうさいがいたいさく 別途に定める、消防計画書、法人の非常災害等対策 けいかくおよ じぎょうしょ ひじょうさいがいたいおう たい 計画及び、事業所の非常災害対応マニュアルにより対 おう 応いたします。
ぼうかかんりせきにんしゃ 防火管理責任者	かんりしゃ こいずみ のりゆき 管理者 小泉 則之
へいじ くんれん 平時の訓練	べつと さだ しょうぼうけいかくしょ のつと ねん かい ひなん 別途に定める消防計画書に則り、年2回、避難・ ぼうさいくんれん りようしゃ かた さんか じっし 防災訓練を利用者の方も参加して実施します。
ぼうさいせつび 防災設備	じどうかさいほうちき あり ゆう どう とう あり ・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 も ほうちき あり ひじょうつうほうそうち あり ・ガス漏れ報知機 有 ・非常通報装置 有 ・カーテン等は防災性能のある物を使用しています。 (その他、拡声器・懐中電灯等)

16. 当事業所をご利用の際に留意いただく事項

せつび きぐ りよう 設備・器具の利用	じぎょうしょない せつび きぐ ほんらい ようほう りよう 事業所内の設備や器具は、本来の用法にしたがってご利用 ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、 ばいしょう 賠償していただくことがあります。
------------------------	--

<p>きつ えん 喫 煙</p>	<p>してい ばしよ きつえん 指定の場所で喫煙してください。</p>
<p>きちょうひん かんり 貴重品の管理</p>	<p>きちょうひん りようしゃ せきになん かんり 貴重品は、利用者の責任において管理させていただきます。</p> <p>じ こ かんり りようしゃ きぼう 自己管理のできない利用者につきましては希望により</p> <p>じぎょうしょ かんり 事業所にて管理いたします。</p>
<p>しゅうきょうかつどう せいじかつどう 宗教活動・政治活動・</p> <p>えいりかつどう 営利活動</p>	<p>りようしゃ しそ う しんこう じゆう た りようしゃ たい しゅう 利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗</p> <p>きょうかつどう せいじかつどうおよ えいりかつどう えんりよ 教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。</p>
<p>ぼうりよく こうしおよ めいわくこうい 暴力の行使及び迷惑行為</p> <p>きんし の禁止</p>	<p>たりようしゃおよ しょくいん たい ぼうりよく こうしおよ ぼうげん 他利用者及び職員に対しての暴力の行使及び暴言な</p> <p>えんかつ ていきょう さまた めいわくこうい ど、円滑なサービス提供を妨げるような迷惑行為などは</p> <p>きんし 禁止します。</p>

令和 年 月 日

日中サービス支援型共同生活援助事業のサービスの提供及び利用の開始に

際し、本書面に基つき重要事項の説明を行いました。

事業所名：日中サービス支援型共同生活援助事業所 ことん

説明者職名：サービス管理責任者 氏名 印

私は、本書面に基ついで事業所から日中サービス支援型共同生活援助事業のサービスの提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者住所： _____

利用者氏名： _____ 印

代理人住所： _____

代理人氏名： _____ 印